

第 2 5 7 回 定 例 会  
決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

( 令 和 5 年 9 月 8 日 )

む つ 市 議 会

むつ市議会決算審査特別委員会（第3号）

○開会の日時 令和 5年 9月 8日 午前 10時00分開議  
午後 1時57分閉会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（20人）

委員長	濱田 栄子	副委員長	杉浦 弘樹
委員	佐藤 武	委員	工藤 祥子
”	東 健而	”	野中 貴健
”	佐賀 英生	”	山田 伸
”	井田 茂樹	”	富岡 直哉
”	村中 浩明	”	鎌田 ちよ子
”	住吉 年広	”	藤田 鉄哉
”	佐藤 広政	”	富岡 幸夫
”	岡崎 健吾	”	佐々木 隆徳
”	白井 二郎	”	浅利 竹二郎

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者

市	長	山本 知也
副市	長	川西 伸二
教	育	長 阿部 謙一
公	営	企 業 管 理 者 村田 尚
代	表	監 査 委 員 齊藤 秀人
政	策	統 括 監 吉田 真
総	務	部 長 吉田 和久
デ	ジ	タル 行 政 推 進 監 藤島 純
企	画	政 策 部 長 角本 力
財	務	部 長 松谷 勇
民	生	部 長 齊藤 洋一
福	祉	部 長 中村 智郎
健	康	づ くり 推 進 部 長 菅原 典子

健康づくり推進監	畑 中 美 雅
子どもみらい部長 smile kids office にっこりっこ所長	吉 田 由佳子
経 済 部 長	立 花 一 雄
都 市 整 備 部 長	木 下 尚一郎
建 設 技 術 部 長	小笠原 洋 一
川 内 庁 舎 所 長	杉 山 郷 史
大 畑 庁 舎 所 長	高 杉 俊 郎
脇 野 沢 庁 舎 所 長	小 田 晃 廣
会 計 管 理 者	千代谷 賀土子
監 査 委 員 事 務 局 長	伊 藤 恭 雄
教 育 部 長	伊 藤 大 治 郎
施 設 整 備 技 術 監	畑 中 涉
デジタル教育指導監	澁 田 健 太
上下水道局長民生部理事	中 村 久
民生部国民スポーツ大会推進官	樋 山 政 之
西通地区施設管理室長 川 内 公 民 館 長	金 浜 達 也
大畑地区施設管理室長 大 畑 公 民 館 長	二 本 柳 茂
総務部政策推進監 市 長 公 室 長	石 橋 秀 治
企画政策部政策推進監 企 画 調 整 課 長	福 山 洋 司
財務部政策推進監 税 務 課 長	池 田 雅 文
民生部政策推進監 民 生 部 政 策 課 長	石 田 隆 司
民生部副理事長 市 民 体 育 課 長 国民スポーツ大会準備室長	加 藤 昭 広
福祉部政策推進監	青 山 論
福祉部副理事高齢者福祉課長	飯 田 啓 太 郎
健康づくり推進部政策推進監 健康づくり推進課長	高 橋 嘉 美
経済部政策推進監	小 林 睦 子
経済部農林畜水産推進監	古 屋 敷 均
都市整備部政策推進監	中 村 昭 男
建設技術部副理事長 土 木 技 術 課 長	眞 野 哲 広

脇野沢庁舎副理事長 脇野沢公民館館長	山崎拓也
教育委員会事務局政策推進監	鷲岳彰丸
教育委員会事務局副理事長 生涯学習課館長	櫻井忍
教育委員会事務局副理事長 学校教育課	石川偵大
上下水道局政策推進監 民生部副理	川島一彦
上下水道局下水道技術専門監 民生部副理	中村亨
上下水道局副理事水道課長	柳谷真吾
財務部財務課長	工藤大介
財務部財務課総括主幹	立花幸一
財務部財務課資金企画室長	荒木正広
財務部税務課総括主幹	工藤周
福祉部高齢者福祉課総括主幹 老人憩いの家所長	柏谷かおり
福祉部高齢者福祉課総括主幹	川端直子
福祉部地域包括支援センター所長	辻郁子
健康づくり推進部国保年金課長	上林啓史
健康づくり推進部 国保年金課総括主幹	野坂ゆみ
経済部農林畜産業振興課長	阿部博幸
都市整備部土木維持課長	山崎浩
大畑庁舎市民生活課長	山崎憲一
教育委員会事務局総務課長	畑中俊彦
教育委員会事務局 地域クラブ企画推進課長	畑山勝
教育委員会事務局 学校教育課総括主幹	山田武弘
教育委員会事務局 図書館館長	澤田修一
上下水道局経営課長	宮下圭一
上下水道局経営課総括主幹	橋本伸吾
上下水道局水道課総括主幹	中村満
上下水道局水道課総括主幹	太田貢
上下水道局下水道課長 民生部環境政策課総括主幹	本田正大

上下水道局下水道課総括主幹	川 村 利 之
民生部環境政策課総括主幹	
総務部総務課主幹	徳 学
企画政策部企画調整課主幹	西 田 裕 昭
財務部税務課主幹	石 倉 慎 一
財務部税務課主幹	二 階 聖 仁
民生部市民スポーツ課主幹	一 戸 光 樹
民生部市民スポーツ課 国民スポーツ大会準備室主幹	林 力
福祉部高齢者福祉課主幹	宮 本 千 里
大畑庁舎市民生活課主幹	西 村 大 介
上下水道局経営課主幹	川 村 悟
上下水道局水道課主幹	渡 部 直 樹
財務部税務課主任主査	黒 滝 和 也
福祉部 地域包括支援センター主任主査	皆 野 伸 哉
経済部農林畜産業振興課 主任主査	角 野 祐 輔
都市整備部土木維持課主任主査	畑 中 優
都市整備部土木維持課主任主査	三 山 耕
建設技術部土木技術課主任主査	菊 池 洋 平
総務部総務課主査	川 森 恒 太
建設技術部土木技術課主査	杉 山 拓 也
総務部総務課主任	川 畑 千 菜 美
健康づくり推進部 国保年金課保健主任	圓 子 愛 理
健康づくり推進部 国保年金課主任	柏 谷 啓 佑

○事務局出席者

事務局長	佐 藤 孝 悦	次 長	中 野 敬 三
主 幹	澁 川 紋 子	主任主査	畑 中 佳 奈
主任主査	井 田 周 作	主 任	浜 端 快

(午前10時00分 開議)

○委員長(濱田栄子) ただいまから本日の決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は20人で定足数に達しております。

これより昨日に引き続き議案第73号 令和4年度むつ市一般会計歳入歳出決算の審査を行います。昨日は、第9款消防費までの審議が終わっておりますので、本日は第10款教育費から審査してまいります。

それでは、第10款教育費について、理事者の説明を求めます。教育部長。

○教育部長(伊藤大治郎) それでは、第10款教育費のうち、教育委員会で所管しております費目についてご説明いたします。決算書の250ページをお開き願います。

まず、第1項教育総務費、第1目教育委員会費についてであります。これは教育委員4名分の報酬及び教育委員会の開催等に要した経費となっております。

次に、第2目事務局費についてであります。これは事務局の事務事業に要した経費で、主なものといたしましては、教育長及び一般職のPersonnel費、225ページの東京大学と連携した事業であります下北Project(学びのイノベーション)となっております。

次に、第3目義務教育振興費についてであります。これは小中学校の教育活動支援に要した経費で、主なものといたしましては、小中一貫教育推進事業のための非常勤講師報酬、254ページのスクールサポーター33名の配置事業、外国語指導助手5名の派遣事業となっております。不用額は1,393万7,668円で、主なものといたしましては、1節報酬が298万2,642円となっております。これは小中一貫教育推進事業、スクールサポーター配置事業等において、勤務年数により報酬単価の変更があったことによるものです。次に、8節旅費が524万240円となっており、これは新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により各種研修、大会等への参加を取りやめたことによるものであります。次に、10節需用費が135万6,899円となっており、これはタブレットドリル購入の入札による執行残であります。

次に、258ページをお開き願います。第4目教育研修センター費についてであります。これはむつ市教育研修センターの管理運営に要した経費で、主なものといたしましては、教育相談員を配置するための教育相談室費、260ページの自立支援相談員配置事業に要した経費となっております。

次に、260ページをお開き願います。第5目学務管理費についてであります。これは児童生徒の就学援助等に要した経費で、主なものといたしましては、奨学金貸付事業、261ページの準要保護児童生徒援助費となっております。

ます。不用額は1,494万5,301円で、主なものとしたしましては、19節扶助費で794万7,461円となっており、これは準要保護の申請件数が想定より少なかったことによるものです。次に、20節貸付金が336万円となっており、これは奨学金貸付において、2名の方が年度途中で貸与不要となったことによるものであります。

次に、262ページをお開き願います。第6目教員住宅管理費についてであります。これは教職員住宅の修繕等に要した経費となっております。

次に、第2項小学校費、第1目小学校管理費についてであります。これは小学校12校の管理運営に要した経費で、主なものとしたしましては、265ページの小学校校務用パソコン等更新事業、G I G Aスクール端末整備事業、I C T環境の維持管理等に要した学校情報通信環境管理運営事業、266ページの消防設備や受水槽の更新に要した小学校設備等維持修繕除却事業、体育館に無線L A N環境を構築したG I G Aスクールネットワーク体育館追加整備業務委託となっております。不用額は1,814万2,483円で、主なものとしたしましては、12節委託料832万2,028円となっており、これは学校情報通信環境管理運営事業及びG I G Aスクールネットワーク体育館追加整備業務委託での入札執行残であります。次に、17節備品購入費266万9,203円となっており、これはG I G Aスクール端末の入札による執行残であります。

次に、267ページをお開き願います。第2目小学校教育振興費についてであります。これは教材備品及び図書などの購入に要した経費となっております。

次に、第3項中学校費、第1目中学校管理費についてであります。これは中学校9校の管理運営に要した経費で、主なものとしたしましては、スクールバス運行管理事業、270ページの屋上の防水工事や外部建具の改修等に要した中学校整備事業、271ページの中学校校務用パソコン等更新事業、I C T環境の維持管理等に要した学校情報通信環境管理運営事業、272ページのG I G Aスクールネットワーク体育館追加整備業務委託となっております。不用額は3,990万1,047円で、主なものとしたしましては、12節委託料1,279万6,829円となっており、これはスクールバス運行委託料、学校情報ネットワーク等管理業務委託での入札による執行残であります。次に、14節工事請負費が2,059万8,000円となっており、川内小中学校消火栓給水管ポンプ改修工事において設計規模が確定したことによる工事費の不用額及び大畑中学校屋上防水改修工事の入札による執行残であります。翌年度繰越額は900万円となっており、これは川内小中学校消火栓給水管ポンプ改修工事において資材の調達に日数を要することから工期を見直した結果、年度内の完了が困

難になったことから、翌年度に繰り越したものであります。

次に、272ページをお開き願います。第2目中学校教育振興費についてであります。これは教材備品及び図書などの購入に要した経費となっております。

次に、第4項社会教育費、第1目社会教育総務費についてであります。これは生涯学習の推進に要した経費で、主なものとしたしましては、273ページのむつ市成人式、274ページのむつ市海と森ふれあい体験館管指定管理料、275ページのプロのオーケストラを講師に実施した音楽によるまちづくり事業、地域学校協働活動推進事業となっております。

次に、第2目公民館費についてであります。これは各公民館と地区公民館の管理運営に要した経費で、主なものとしたしましては、276ページから277ページにかけての中央公民館管理運営費、278ページから280ページにかけての川内、大畑、脇野沢の各公民館の管理運営費となっております。不用額は2,009万8,076円で、主なものとしたしましては、12節委託料337万7,550円となっております。これは中央公民館空調設備更新工事実施設計業務委託の入札による執行残であります。次に、14節工事請負費1,392万6,270円となっております。これは中央公民館空調設備更新に係る工事方法の見直しと入札による執行残及び川内地区公民館屋根改修事業、大畑町赤川地区復旧復興事業における入札による執行残であります。翌年度繰越額は308万円となっております。これは川内地区公民館屋根改修事業において入札が不調となり、工期を見直した結果、年度内の完了が困難となったことから翌年度に繰り越したものであります。

次に、283ページをお開き願います。第3目図書館費についてであります。これは図書館本館の管理運営に要した経費で、主なものとしたしましては、284ページの図書館施設維持管理費、286ページの奉仕員の配置、287ページの図書館ICT化事業となっております。

次に、決算書の288ページをお開き願います。第4目文化振興費についてであります。これは芸術文化の振興、文化財の保護等に要した経費で、主なものとしたしましては、289ページの埋蔵文化財発掘調査事業、290ページの二枚橋2遺跡出土品保存修理事業、重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業、291ページの重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業となっております。不用額は1,005万4,000円で、主なものとしたしましては、委託料が472万4,282円、工事請負費384万円となっております。これは重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業において、当初見込みより工事内容、材料の数量が少なくなったことによるものであります。



次に、決算書292ページをお開き願います。第5目下北自然の家管理費についてであります。これは下北自然の家の指定管理及び食器洗浄機の交換工事等に要した経費となっております。

次に、第6目地域文化・スポーツクラブ推進費についてであります。これは中学校部活動の地域移行の準備に伴う経費となっております。

次に、決算書の295ページをお開き願います。第5項保健体育費、第2目の学校保健費についてであります。これは児童生徒及び教職員の健康管理に要した経費で、主なものといたしましては、健康診断委託事業、296ページの学校医委託事業及び学校における感染症対策等支援事業となっております。

次に、第3目学校給食費についてであります。これは小中学校へ給食を提供するための共同調理場3施設及び単独調理場9施設に要した経費で、主なものといたしましては、調理業務等の委託料及び臨時調理員の給与、決算書298ページの老朽化した厨房機器等の整備に要した学校給食設備整備事業、（仮称）むつ市防災食育センター建設事業に係る実施設計業務委託料、地質調査業務委託料などとなっております。不用額は5,899万9,459円で、主なものといたしましては、2節給料388万680円、3節職員手当等139万9,598円となっており、これは臨時調理員の給料、各種手当等が見込みより少なくなったことによるものです。次に、10節需用費223万6,967円となっており、これは学校給食管理費において、給食用消耗品及び燃料費が見込みより少なかったことによるものであります。次に、12節委託料5,002万9,631円となっており、これは（仮称）むつ市防災食育センター建設工事実施設計の業務委託の入札による執行残であります。

以上が第10款教育費のうち、教育委員会で所管しております費目の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（濱田栄子） 民生部長。

○民生部長（齊藤洋一） それでは、第10款教育費のうち、民生部で所管しております費目についてご説明申し上げます。決算書の293ページをお開き願います。

決算書293ページから295ページ、第5項保健体育費、第1目保健体育総務費についてであります。これはスポーツの推進及び各種スポーツ団体の育成や支援などに要した経費でありまして、主なものといたしましては、一般職員8名分の人件費のほか、スポーツ大会開催団体等へ交付するスポーツ推進補助金及びむつ市体育協会補助金等となっております。不用額は2,010万4,668円となっており、主なものは12節委託料の1,512万7,500円で、これは

国民スポーツ大会準備事業であるセーリング競技会場の整備設計業務に係る委託料の執行残1,499万9,000円などとなっております。

次に、決算書の298ページから301ページ、第4目体育施設管理費についてありますが、これは陸上競技場や野球場など、体育館及びウェルネスパーク、総合アリーナを除く体育施設等の維持管理に要した経費でありまして、主なものとしたしましては、むつ運動公園、釜臥山スキー場及び大畑中央公園に係る指定管理料、川内球場等を管理するふれあいスポーツパーク管理費のほか、むつ運動公園テニスコート改修工事をはじめとした各体育施設の改修事業費となっております。不用額は2,424万5,515円となっております、主なものは14節工事請負費の2,112万4,402円で、これはむつ運動公園、児童公園遊具整備事業の執行残1,111万1,000円、むつ運動公園テニスコート改修工事の契約執行残453万2,000円などとなっております。

また、翌年度繰越額は1億2,656万8,000円で、これはむつ運動公園テニスコート改修事業について、新型コロナウイルス感染症及び半導体不足による照明設備等の製品製造の遅れにより年度内の完了が困難であったため、翌年度に繰り越したものであります。

次に、決算書の301ページから302ページ、第5目体育館管理費についてありますが、これは川内体育館及び大畑体育館の管理に要した経費であります。

次に、決算書の302ページ、第6目防災緑地・大平マリーナ管理費についてありますが、これは青森県との協定により市が管理する防災緑地及び大平マリーナ緑地の維持管理に要した経費であります。

次に、302ページから303ページ、第7目おおみなと臨海公園管理費についてありますが、これはおおみなと臨海公園の維持管理に要した経費でありまして、主なものとしたしましては、ウェルネスパークアリーナ指定管理料などとなっております。

以上が第10款教育費のうち、民生部で所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（濱田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） それでは、質疑させていただきます。

今回の主要施策の実績報告書の中にもございましたが、ページ数としたしまして、261ページの要保護、準要保護援助費についてでございます。この主要施策の実績報告書の中に小中学校の在籍数の人数の割合で今回要保護、準要保護補助を受けていらっしゃる方のパーセンテージが出ておるのです

が、調べたところではございますが、令和3年度では11.72%という全体の数値で、今回11.29%という、これが高いのか低いのかということではございますが、この要保護・準要保護援助をしている生徒数のパーセンテージにつきまして、市長はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○委員長（濱田栄子） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 私から答弁をさせていただきたいと存じます。

ご承知のように、経済的に困窮している家庭に関しては、子供たちに教育を広く保障する、等しい環境を提供する、そのような観点で私どもはこのような要保護、準要保護の支援をいたしております。そして、この制度に関しましては、保護者の方からの申請を我々のほうで受けて、そして適切な対応をしていることを前提としておりますので、パーセンテージに関しましては、保護者の方の意向等もありますので、一概に多い、少ないということとは言えないと考えております。しかしながら、各学校等からの聞き取り等によれば、しっかり必要な支援はなされているし、そしてもし制度等が十分に周知されていないと考えられる場合には、PTA総会等でしっかり再度確認をする、あるいは全ての家庭にこのような制度がありますということを書面をもって周知している、そのようにして十分な周知はなされていると考えておりますので、パーセンテージの多寡に関しましては言論する立場にはないとは考えておりますけれども、現状困窮する家庭には適切な支援がなされている、そのように認識をいたしております。

○委員長（濱田栄子） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） それでは、続きまして272ページ、266ページの学校ホームページ保護者専用機能追加事業につきまして、小中学校での保護者専用機能の追加による特定多数が閲覧できるホームページではなくて、掲載が不可能だった情報が共有できるようになったというような見解、事業効果ということに記載されてはおりますが、教員の業務負担が緩和したというのはどのような部分が緩和され、そしてまたご父兄の方で今お話を伺いましたように、保護が必要な方で、この情報を取り得ることができたのかどうかということ自体はどのように把握していますでしょうか。

○委員長（濱田栄子） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（畑中俊彦） お答えいたします。

こちらのホームページ、保護者向けの通知または児童生徒向けの通知などを保護者のみが閲覧できるホームページをつくっております。効果といたしましては、紙で配るよりも印刷費等も軽減できますし、先生方が印刷をする手間が省けるという部分ができております。その中でありました全てに行き

渡ったのかといいますと、今はハイブリッドという形で、ホームページに載せるのみでなくて、紙で配る状態もまだ続けておりますので、それで全ての保護者に行き届いている形を取らせていただいております。

以上でございます。

○委員長（濱田栄子） ほかに質疑ありませんか。村中浩明委員。

○委員（村中浩明） 256ページ、【臨時】ジオパーク体験活動推進事業費についてお伺いします。こちらの体験活動、主な活動内容、どのようなものがあったのかお伺いします。また、こちら学校が主な対象だと思うので、市内の学校、また下北ジオパークでありますので、市外の学校もあったのか、その実施校の件数、分かりましたらお願いします。

2点目です、258ページ、4目の教育センター費についてであります。主要施策の実績報告書の中の116ページ、教育相談、来室や電話、メール等様々な状況、また件数について、こちら令和元年度相談件数が1,322件でした。令和2年度が927件、令和3年度は844件、令和4年度は816件と。令和3年度と比べ28件減と。令和元年度と比べますと506件減少しております。新型コロナウイルスの影響もあるとは思われますが、その要因をどのように考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

以上、2点お願いいたします。

○委員長（濱田栄子） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（石川慎大） お答えいたします。

ジオパーク活動の主な体験活動についてでありますけれども、市内小中学校全校においてジオパーク活動が展開されております。主な体験場所としましては、ちぢり浜、北部海岸、仏ヶ浦、薬研、鯛島、尻屋崎等に昨年度体験活動として訪問しております。こちら事業の内容としましては、教育大綱にある「地域とともにある学校」、「ふるさとむつ市への愛着と誇りを育む教育」に基づいてジオパークに象徴される豊かな自然や地域に根差した文化、伝統の地域資源について学ぶよい機会となっております。

また、市内小中学校においては、学校の遠足としてあらかじめこのジオパーク体験活動を位置づけている学校もございますので、このジオパーク体験活動への申請については、各学校での判断となっております。

また、郡外の小中学校等についての活動については、私たちのところでは把握できておりません。

続きまして、教育相談室への相談についてのお尋ねになりますが、相談件数は年々少しずつ減っております。こちらの要因としましては、各学校でスクールソーシャルワーカー、あるいはスクールカウンセラー、また教員等が

相談に乗るというケースがございます。それ以外に教育相談室に配置している相談員への来室相談、電話相談、メール相談等がございます。そのような形で、各学校で工夫され取り組んでいる成果とともに教育相談室への来校での相談という形でこのような件数になっているものと把握してございます。

以上です。

○委員長（濱田栄子） 村中浩明委員。

○委員（村中浩明） ジオパーク体験活動、本当に児童生徒にとってはとても大切な体験活動だと思っております。

それで、来年度は日本ジオパーク全国大会下北大会がいよいよ開催されるわけですがけれども、この大会が本当に子供たちにとってはどれほど大きな恵みというのでしょうか、体験の場となると思われます。今からまた様々な活動、発表の場も設けられるとは思われますけれども、今後そのような内容がもしありましたら、その1点と、教育センターですけれども、様々な学校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、先生方、そして教育相談室では教育相談員の方が真摯に相談を受けていらっしゃるということで、今後様々な悩み、相談を抱えている方が解決にいかればなというふうに、アドバイスを受けて様々な不安が解決されれば、できればと思っておりますが、そこでもう一点、教育相談員、また自立支援相談員、こちら教育相談室には今現在何名配置されているのか、最後お伺いします。

○委員長（濱田栄子） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（石川慎大） お答えいたします。

ジオの全国大会への取組についてですけれども、ジオパーク推進課と教育委員会と連携しながら、各学校への協力を求めながらという活動がこれから進んでいくものと思っております。

また、教育研修センターにいる教育相談室の自立支援相談員については、教育相談員については2名、自立支援相談員については6名配置して対応しております。

以上でございます。

○委員長（濱田栄子） ほか質疑ありませんか。野中貴健委員。

○委員（野中貴健） 2点お尋ねします。

取りあえず1点目は、266ページの第10款第2項小学校管理費についてですけれども、こちらにG I G Aスクールネットワークがありますけれども、これで今回の事業において、各市内小中学校の各教室と体育館の整備が終わったと認識してもよろしいでしょうか。

もう一点が、298ページの第10款第5項体育施設管理費なのですけれども、

こちら大畑中央公園のほうの項目に修繕費がないのですけれども、修繕する必要がなかったのか、私が見落としたのか、ちょっと分かりませんが、そちらの2点お伺いいたします。

○委員長（濱田栄子） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（畑中俊彦） 1点目のお尋ねのほうのG I G Aスクールの整備なのですけれども、今回の事業をもちまして、利用している教室及び体育館に関しては整備が終了しております。

以上でございます。

○委員長（濱田栄子） 市民スポーツ課長。

○民生部副理事市民スポーツ課長国民スポーツ大会準備室長（加藤昭広） お答えいたします。

大畑中央公園につきましては、指定管理者の範囲の中で修繕が行われたということで、その規定に基づいて修繕しておりますので、うちのほうからの支出はないということになっております。

以上でございます。

○委員長（濱田栄子） 野中貴健委員。

○委員（野中貴健） ご答弁いただきました。1点目のほうなのですけれども、事業が終わったと。その中で、これ決算審査特別委員会なのであれですけれども、特別教室のほうとかの整備する予定とか、まだ予定している教室があるのかというのが1点。

2点目のほうなのですけれども、そうすればその指定管理者のほうから、例えばちょっとグラウンドが痩せてきたからどうにかしてくれとか、スコアボードのストライク、ボール、アウトとあるのですけれども、S B O、大体ほかの球場、運動公園もふれあいスポーツパークもなのですが、B S Oに直っているのです。審判部からちょっとどうかならないかなという話があるのですけれども、そういう修繕とか改装する予定があるのか、ちょっとお答えできる範囲でよろしくお願いたします。

○委員長（濱田栄子） 決算審査特別委員会でございますので、お答えできる範囲で願いたします。

教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（畑中俊彦） お答えいたします。

特別教室につきましては、ポケットWi-Fi、モバイルルーターなどで対応する予定でございました。今年度中に整備する予定となっております。

○委員長（濱田栄子） 市民スポーツ課長。

○民生部副理事市民スポーツ課長国民スポーツ大会準備室長（加藤昭広） お

答えいたします。

こちらのほうにつきましては、指定管理の協定書に基づきまして、税込み30万円以下につきましては、指定管理者のほうで修繕するということになっております。そして、毎年要望等を受け付けまして、そのような要望があった場合には、うちのほうでは吸い上げて予算へ30万円以上のものについては反映させて、できるだけ修繕等をやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（瀨田栄子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（瀨田栄子） 質疑なしと認めます。

これで第10款教育費についての質疑を終わります。

ここで、10時40分まで暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時40分 再開

○委員長（瀨田栄子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第11款公債費について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（松谷 勇） それでは、決算書の304ページをお開き願います。

第11款公債費、第1項公債費、第1目の元金についてであります。これは長期債の元金の返済に要した経費であります。

次に、第2目の利子についてであります。これは長期債等の利子の支払いに要した経費であります。

ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（瀨田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（瀨田栄子） 質疑なしと認めます。

これで第11款公債費についての質疑を終わります。

次は、第12款諸支出金について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（松谷 勇） 決算書の305ページをお開き願います。

第12款諸支出金、第1項公営企業費、第1目公営企業費についてですが、これは一部事務組合下北医療センター及び上下水道局が行う各事業に対する一般会計の負担金、補助金、貸付金等であります。

ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（瀨田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 一部事務組合下北医療センターむつ総合病院とむつ市との関係がいろいろ聞いても分からないことがありますので、分かりやすく説明していただきたいのですが、下北医療センターへむつ市が負担金として払わなければいけないお金が残っていて、たしか毎年1億4,000万円ぐらいずつ払っているということを聞いていますけれども、それを払い続けて、今現在どのくらい残っているのでしょうか。

○委員長（濱田栄子） 財務課長。

○財務部財務課長（工藤大介） 委員お尋ねのむつ総合病院の債務負担行為の関係だと思えますけれども、現在20億7,000万円ほど残ってございます。

以上でございます。

○委員長（濱田栄子） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） まだ20億円残っているということを今おっしゃいましたけれども、令和19年度までに何とか解決する目標ということを知っているのですが、また新しいむつ総合病院を建設するということがなかなか大変な状況にあるなということを感じているのです。令和19年度まで払える、債務負担行為をなくするということの見通しはどのようなのでしょうか。

○委員長（濱田栄子） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） 債務負担行為の履行につきましては、毎年1億4,000万円ずつ履行するというので、計画的に支出を計画しておりますので、この点については問題なく解消していけるものと認識しておりますし、新病棟の建設につきましても、むつ総合病院と財政シミュレーションをきちんと組んで行っておりますので、基金等の取崩し等も必要かとは思いますが、現在のところは建設等のほうにも市の負担金として支出していける財政運営をしていけるのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（濱田栄子） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） そうすると、令和19年までに払い終わるという、そういうふうな理解でいいのでしょうか。

○委員長（濱田栄子） 財務課長。

○財務部財務課長（工藤大介） 予定どおり、令和19年で払い終わるという予定になっております。

以上です。

○委員長（濱田栄子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。



これで第12款諸支出金についての質疑を終わります。

次は、第13款予備費について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（松谷 勇） 決算書の306ページをお開き願います。

第13款予備費、第1項予備費、第1目の予備費についてであります。これは予算の不足を補うために各款の事務事業に充当したものでございます。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（濱田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

これで第13款予備費についての質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時46分 再開

○委員長（濱田栄子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第14款災害復旧費について、理事者の説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（木下尚一郎） それでは、第14款災害復旧費のうち、都市整備部で所管しております費目についてご説明申し上げます。決算書の307ページをお開き願います。

まず第1項公共土木施設災害復旧費、第1目河川災害復旧費についてであります。これは令和3年8月に発生したむつ市・風間浦村豪雨災害により被災した大畑地区の河川の災害復旧事業に要した費用でありまして、主なものといたしましては、茶水川など6河川の災害復旧費及び青森県が権限代行により施工した小赤川災害復旧事業の負担金及び令和4年8月に発生した豪雨災害により被災した脇野沢地区瀬野川河川災害復旧測量設計業務委託に要した経費であります。翌年度繰越額の繰越明許費は6,943万1,000円で、これは脇野沢地区瀬野川河川災害復旧事業において11月に国の災害査定を受け、その後の発注となったことから十分な工事期間の確保が困難であったため、翌年度に繰り越したものであります。不用額は2,955万4,686円で、主なものといたしましては、12節委託料での118万7,828円と14節工事請負費での2,836万6,370円で、いずれも令和3年と令和4年の2か年に発生した豪雨災害により被災した河川の復旧作業と災害復旧工事に要した経費の執行残となっております。

次に、第2目道路橋りょう災害復旧費についてであります。これにつき

ましても令和4年8月に発生した豪雨災害により被害のあった脇野沢地区道路災害復旧事業に要した経費でありまして、主なものとしたしましては、九艘泊源藤城線災害復旧測量設計業務委託に要した経費であります。翌年度繰越額の繰越明許費は4,177万8,000円で、これは脇野沢地区九艘泊源藤城線道路災害復旧事業において瀬野川河川災害復旧事業同様、11月に国の災害査定を受け、その後の発注となりましたことから、十分な工事期間の確保が困難であったため、翌年度に繰り越したものであります。不用額は1,550万2,000円で、主なものとしたしましては、12節委託料で脇野沢地区九艘泊源藤城線道路災害復旧測量業務委託に要した経費の執行残によるものであります。

以上が第14款災害復旧費のうち、都市整備部が所管する費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（濱田栄子） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） それでは、第14款災害復旧費のうち、経済部で所管しております費目についてご説明いたします。決算書の307ページをお願いします。

第2項農林水産業施設災害復旧費、第1目農地農業用施設災害復旧費についてありますが、これは令和3年8月の豪雨及び令和4年8月の大雨の影響により被災した農地及び農業用施設の復旧に係る経費でありまして、主なものとしたしましては、災害復旧事業工事請負費となっております。不用額は1,126万6,829円で、主なものは14節工事請負費の991万1,329円となっており、これは災害復旧事業実施設計等業務委託の結果、実際の工事請負費が想定より減額となったことによるものであります。

以上が第14款災害復旧費のうち、経済部で所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（濱田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

これで第14款災害復旧費についての質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時53分 再開

○委員長（濱田栄子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、歳入の審査に入ります。

歳入の第1款市税から第22款繰越金まで一括説明を受け、審査をいたします。

理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（松谷 勇） それでは、歳入についてご説明いたします。決算書の12ページをお開き願います。

第1款市税についてであります。調定額60億8,173万7,644円に對しまして、収入済額は58億6,119万1,392円、前年度と比較し1億2,125万7,559円の増となっております。この主な要因は、固定資産税及び都市計画税におけるコロナ特例の適用終了、新築家屋や設備投資の増加及び税率改正によるたばこ税の増となっております。

次に、不納欠損額は3,183万1,839円、収入未済額は1億8,898万8,231円となっております。なお、徴収率は96.4%となり、前年度と比較して0.6ポイントの増となっております。

昨日佐賀委員より、たばこ税の税率改正についてご質疑がございましたので、ご説明申し上げます。令和3年10月からたばこ1本当たり1円、たばこ税につきましては0.5円、県たばこ税につきましては0.07円、市たばこ税につきましては0.43円引き上げられておまして、その影響額といたしましては、令和3年度は半年間で約1,900万円、令和4年度につきましては、1年間となりますので、約3,800万円の増収となっております。

次に、15ページ、第2款地方譲与税についてであります。調定額、収入済額ともに2億3,756万円となっております。

次に、16ページ、第3款利子割交付金についてであります。調定額、収入済額ともに265万5,000円となっております。

次に、17ページ、第4款配当割交付金についてであります。調定額、収入済額ともに1,496万3,000円となっております。

次に、18ページ、第5款株式等譲渡所得割交付金についてであります。調定額、収入済額ともに998万8,000円となっております。

次に、19ページ、第6款法人事業税交付金についてであります。調定額、収入済額ともに7,691万8,000円となっております。

次に、20ページ、第7款地方消費税交付金についてであります。調定額、収入済額ともに13億7,585万4,000円となっております。

次に、21ページ、第8款環境性能割交付金についてであります。調定額、収入済額ともに1,524万7,000円となっております。

次に、22ページ、第9款国有提供施設等所在市町村助成交付金についてであります。調定額、収入済額ともに8,098万円となっております。

次に、23ページ、第10款地方特例交付金についてであります。調定額、収入済額ともに3,916万5,000円となっております。

次に、24ページ、第11款地方交付税についてであります。調定額、収入済額ともに117億3,369万円となっております。

次に、25ページ、第12款交通安全対策特別交付金についてであります。調定額、収入済額ともに435万8,000円となっております。

次に、26ページ、第13款分担金及び負担金についてであります。調定額1億1,342万2,253円に対しまして、収入済額は1億163万5,889円となっております。不納欠損額121万7,590円及び収入未済額1,056万8,774円の主なものは、保育児童保護者負担金となっております。

次に、27ページから31ページにかけての第14款使用料及び手数料についてであります。調定額2億2,507万9,152円に対しまして、収入済額は2億1,547万6,441円となっております。不納欠損額23万9,600円及び収入未済額936万4,311円の主なものは、市営住宅使用料となっております。

次に、32ページから39ページにかけての第15款国庫支出金についてであります。調定額99億8,005万7,784円に対しまして、収入済額は93億5,907万3,784円となっております。収入未済額6億2,098万4,000円の主なものは、新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金となっております。

次に、40ページから47ページにかけての第16款県支出金についてであります。調定額41億9,794万7,434円に対しまして、収入済額は27億306万7,434円となっております。収入未済額14億9,488万円は、農業振興費補助金となっております。

次に、48ページから50ページにかけての第17款財産収入についてであります。調定額2,569万4,148円に対しまして、収入済額は2,372万1,396円となっております。収入未済額197万2,752円の主なものは、土地貸付収入となっております。

次に、51ページ、第18款寄附金についてであります。調定額、収入済額ともに1億5,689万4,233円となっております。

次に、52ページから53ページにかけての第19款繰入金についてであります。調定額、収入済額ともに17億1,757万5,354円となっております。

次に、54ページから61ページにかけての第20款諸収入についてであります。調定額25億8,252万2,304円に対しまして、収入済額は25億39万2,677円となっております。収入未済額8,212万9,627円の主なものは、生活保護法第78条費用徴収滞納分となっております。

次に、62ページから65ページにかけての第21款市債についてであります。

調定額40億641万9,000円に対しまして、収入済額は37億5,381万9,000円となっております。収入未済額2億5,260万円は、令和5年度へ繰越ししました事業に係る未収入特定財源となっております。

次に、66ページ、第22款繰越金についてであります。調定額、収入済額ともに7億6,595万3,159円となっております。

以上、歳入の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（濱田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 私自身も原発関連の交付金について、曖昧にしか理解していませんでしたので、何に対して、どのようなことに対してこの交付金が入ってきているのかということをお改めして説明をお願いしたいと思います。

令和3年度で1つの基盤整備交付金が廃止されました。すごい長い名前で、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、これが19億円余り廃止されて、むつ市に入るお金が20億円切って19億円になったわけなのですけれども、国の立地地域交付金はどのようなことに対しての交付金なのか、また県の交付金はどのようなものに対しての、どういう理由での交付金なのか。青森県核燃料物質等取扱交付金、これもどのような理由で交付金を出しているのか、簡単に説明をお願いいたします。

○委員長（濱田栄子） 決算に関する範囲内でお答えください。資金企画室長。

○財務部財務課資金企画室長（荒木正広） 原子力関連施設に係る交付金についてお答えいたします。

まず、電源立地地域対策交付金は、発電用施設の設置や運転の円滑化を図るため、電源地域の都道府県及び市町村で実施される公共用の施設や地域住民の福祉、利便性向上を目的とした事業に対して交付されるものです。令和4年度の交付額は、国交付分が14億9,562万7,492円で、県交付分が1億4,500万円となっております。

また、青森県核燃料物質等取扱税交付金につきましては、原子力発電施設等の立地市町村及び周辺市町村に対し、市町村が実施する防災、安全対策、民生安定対策や地域振興策に関する事業を対象に県から交付されております。令和4年度は、3億1,506万円となります。これらを合わせますと、令和4年度の交付額は19億5,568万7,497円となっております。

また、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金についてですが、中間貯蔵施設を取り巻く環境変化が地域等に与える影響を緩和するため令和元年度から令和3年度までに県から交付を受けております。

以上です。

○委員長（瀨田栄子） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） すぐ頭に入ったわけではないのですが、それではこの3つの交付金は期限付ではなく、今のところずっとこれからまだ入るとい、ずっとという先のことは分かりませんが、現段階ではこれからもまだ入り続けるという、そういう理解でよろしいですね。

○委員長（瀨田栄子） 資金企画室長。

○財務部財務課資金企画室長（荒木正広） お答えします。

今現在交付を受けております電源立地地域対策交付金及び青森県核燃料物質等取扱税交付金につきましては、今後もおおむね同額で推移されるものと考えております。

以上です。

○委員長（瀨田栄子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（瀨田栄子） 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第73号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。工藤祥子委員。

（2番 工藤祥子委員登壇）

○委員（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。議案第73号 令和4年度むつ市一般会計歳入歳出決算について反対討論いたします。

予算審査特別委員会でも反対いたしました。確かにコロナ対応の様々な支援で黒字になっております。多くの周辺自治体も黒字になっておりますけれども、これは……文章をきちんとまとめてこなかったもので、ちょっとスムーズにいきませんが、確かに様々な支援を利用して暮らしのために活用しているということはいずれも知れませんが、12年黒字をずっと続けてきたその背景に国の援助、支援がある事業だけをやってきたということで記者会見をしていた、そういう発言を今思い出します。市民の暮らしが今とても大変になっているときに、むつ市独自でもっともって様々な支援をしていただきたい、そういう予算であってほしいということを感じます。

そして、農業、林業、畜産等に対する支援が足りない、職員が相変わらず減らされている、このような点も気になります。そういう中で、むつ市の財政は確かに今年度から決算ということで19億円の原発関連資金が入っていますが、これは当面は続くかもしれませんが、本当に当てにできるような、そういうふうな財源ではなく、もっともっと地域の産業を発展させる中で、本当のむつ市の底力を発揮して財政を獲得して、そして今の市民の暮ら

し応援、このような決算にしていかなければならない。

簡単に今そういうことで反対討論とします。お粗末で申し訳ありません。

○委員長（濱田栄子） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第73号を採決いたします。

議案第73号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者17人、起立しない者2人）

○委員長（濱田栄子） 起立多数であります。よって、議案第73号は認定することに決定いたしました。

説明員交代のため、ここで11時20分まで暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○委員長（濱田栄子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第74号 令和4年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（菅原典子） それでは、令和4年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。決算書の315ページをお開き願います。

第1款国民健康保険税についてであります。調定額14億3,744万2,551円に対しまして、収入済額は11億1,528万6,548円となっており、不納欠損額は3,615万7,838円で、徴収権の即時消滅等により不納欠損処分としております。

次に、316ページに移りまして、第2款使用料及び手数料についてであります。これは国民健康保険税の督促手数料でありまして、調定額、収入済額ともに60万2,300円となっております。

次に、317ページ、第3款国庫支出金の収入はありませんでした。

次に、318ページに移りまして、第4款県支出金は、調定額、収入済額とも39億6,077万7,688円となっております。

次に、319ページに移りまして、第5款財産収入は、財政調整基金の利子収入でありまして、調定額、収入済額とも623円となっております。

次に、320ページに移りまして、第6款繰入金についてであります。これは国民健康保険税の軽減に伴う保険基盤安定繰入金等の一般会計繰入金で、調定額、収入済額とも5億1,067万5,715円となっております。

次に、321ページ、第7款繰越金の収入はありませんでした。

次に、322ページに移りまして、第8款諸収入は、税の延滞金、第三者納付金などで、調定額1,232万3,699円、収入済額は1,218万819円となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。決算書の325ページをお開き願います。

まず、第1款総務費についてであります。支出済額は2,423万8,155円となっております。そのうち第1項総務管理費は、国民健康保険被保険者証の郵送費用や国民健康保険連合会負担金などで、支出済額は2,343万2,323円となっております。第2項運営協議会費は、国保運営協議会の委員報酬などで、支出済額は24万8,072円となっております。

326ページ、第3項趣旨普及費は、優良家庭表彰や広報などに要した経費でありまして、支出済額は55万7,760円となっております。

次に、327ページに移りまして、第2款保険給付費についてであります。これは被保険者の疾病等に関し、必要な給付を行うために要した経費でありまして、支出済額は37億7,260万1,327円となっております。第1項療養諸費は、保険給付費の86.7%を占め、支出済額32億6,918万3,624円となっております。第2項高額療養費は、支出済額4億9,000万5,062円となっております。328ページ、第3項移送費の支出はありませんでした。第4項出産育児諸費は、支出済額770万2,973円、第5項葬祭諸費は、支出済額520万円、第6項傷病手当金は、支出済額50万9,668円となっております。不用額は2億4,784万4,673円で、主なものとしたしましては、一般被保険者療養給付費の1億5,773万5,739円、一般被保険者高額療養費の7,619万3,427円で、保険給付の実績に伴う残となっております。

次に、329ページに移りまして、第3款国民健康保険事業費納付金についてであります。この費目は平成30年度の国民健康保険制度改革により新設された費目でありまして、財政運営の責任主体となる県に対し国民健康保険税などを財源に納付するもので、支出済額は14億5,088万1,880円となっております。第1項医療給付費分は、支出済額9億2,448万1,844円、第2項後期高齢者支援金等分は、支出済額3億4,826万348円、第3項介護納付金分は、支出済額1億7,813万9,688円となっております。

次に、330ページに移りまして、第4款共同事業拠出金についてでありま



すが、これは退職者医療制度の対象者把握に係る事務的経費でありまして、支出済額は159円となっております。

次に、331ページ、第5款財政安定化基金拠出金の支出はありませんでした。

次に、332ページに移りまして、第6款保健事業費は、被保険者の健康増進などのために行う事業に要した経費で、支出済額は5,818万2,184円となっております。第1項特定健康診査事業費は、支出済額3,723万2,898円、第2項保健事業費は、レセプト点検に要した費用や医療費通知事業、人間ドック委託料などの経費で、支出済額2,094万9,286円となっております。不用額は1,625万9,816円で、主なものとしたしましては、特定健康診査事業費や保健事業費の委託料の残となっております。

次に、335ページに移りまして、第7款基金積立金は、財政調整基金の利息の積立てでありまして、支出済額は623円となっております。

次に、336ページ、第8款公債費の支出はありませんでした。

次に、337ページに移りまして、第9款諸支出金についてであります。これは税の還付金、県支出金の前年度分の精算に伴う返還金、川内及び脇野沢診療所の運営費分の繰出金などで、支出済額は8,029万1,386円となっております。不用額は5,417万1,614円で、直営診療施設勘定繰出金の実績に伴う残となっております。

次に、338ページに移りまして、第10款予備費についてであります。これは第1款総務費へ4万964円を充用しております。

なお、令和4年度は歳入総額が55億9,952万3,693円、歳出総額は53億8,619万5,714円となり、差引き2億1,332万7,979円の剰余金が生じた決算となっております。全額を財政調整基金に積立てしております。

以上で令和4年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（濱田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

これで議案第74号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(濱田栄子) ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第75号 令和4年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長(菅原典子) それでは、令和4年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてご説明いたします。決算書の345ページをお開き願います。

第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、第1目特別徴収保険料は、調定額3億3,170万4,600円に対しまして、収入済額は3億3,185万8,800円となっており、還付未済額15万4,200円を除いた収入済額は、調定額と同額となっております。

第2目普通徴収保険料は、調定額1億3,383万4,300円に対し、収入済額は1億2,842万4,900円となっております。

次に、346ページに移りまして、第2款手数料、第1項手数料、第1目督促手数料であります。調定額、収入済額ともに8万7,800円となっております。

次に、347ページに移りまして、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減に伴う一般会計からの繰入金で、調定額、収入済額ともに1億8,792万6,330円となっております。

次に、348ページに移りまして、第4款、第1項、第1目繰越金は、令和3年度会計の剰余金を繰越したもので、調定額、収入済額ともに1,150万9,400円となっております。

次に、349ページに移りまして、第5款諸収入、第1項延滞金、第1目延滞金の収入はありませんでした。第2項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金は、調定額、収入済額ともに12万700円となっております。第2目還付加算金の収入はありませんでした。第3項雑入、第1目雑入の収入はありませんでした。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。351ページをお開き願います。

初めに、第1款、第1項、第1目後期高齢者医療広域連合納付金についてであります。これは徴収した保険料と一般会計から繰入れした保険基盤安

定繰入金を青森県後期高齢者医療広域連合に納付したもので、支出済額は6億4,126万2,330円となっております。

次に、352ページに移りまして、第2款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金についてありますが、支出済額は12万700円となっております。第2目還付加算金の支出はありませんでした。第2項繰出金、第1目一般会計繰出金についてありますが、支出済額は8万5,600円となっております。

なお、令和4年度の歳入総額は6億5,992万7,930円、歳出総額が6億4,146万8,630円となり、差引き1,845万9,300円の剰余金が生じた決算となっております。全額令和5年度へ繰越ししております。

以上で令和4年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（濱田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） この後期高齢者医療特別会計のことですが、運営主体は青森県の広域連合ですけれども、昨年10月から75歳以上の単身で年収200万円、夫婦なら合計年収320万円以上の方の窓口負担が1割から2割になりました。概算で何人ほどの方が対象になって、これは全体の何%に当たるでしょうか。そして、負担増の額はどのくらいだったでしょうか。

○委員長（濱田栄子） 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長（上林啓史） お答えいたします。

昨年10月からの窓口負担の変更ということだと思います。令和4年度以降、団塊世代の後期高齢者医療保険加入によりまして、医療費の増大が見込まれる中、現役世代の保険料負担を抑え、国民皆保険を未来へつないでいくため、一定以上の所得のある方の医療費窓口負担を1割から2割とする見直しが行われてございます。令和4年10月からの窓口負担見直しによりまして、むつ市後期高齢者医療加入者のうち、12.1%、1,102名の方が1割から2割への負担へ移行したこととなっております。

それから、被保険者に占める割合でございますけれども、1,102名ということですので、12.2%となっております。

1割から2割の負担増ということかと存じますが、保険者が後期高齢者医療というところもございまして、また、年度によって加入者や受診状況に相違がございますことから、現状こちらのほうでは把握してございませんので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員長（瀨田栄子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（瀨田栄子） 質疑なしと認めます。

これで議案第75号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。工藤祥子委員。

（2番 工藤祥子委員登壇）

○委員（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。令和4年度の議案第75号について、反対討論を行います。

令和4年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について反対いたします。この見直しにより、1,102人の方、75歳以上の被保険者全体の12.2%の方が負担増になった決算となっています。年金減、灯油等の高騰する中で負担増が計上されている決算ということで反対いたします。

○委員長（瀨田栄子） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（瀨田栄子） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第75号を採決いたします。

議案第75号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者17人、起立しない者2人）

○委員長（瀨田栄子） 起立多数であります。よって、議案第75号は認定することに決定いたしました。

ここで、昼食のため1時10分まで休憩いたします。

午前 11時39分 休憩

午後 1時10分 再開

○委員長（瀨田栄子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第76号 令和4年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） それでは、令和4年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。決算書の359ページをお開き願います。

まず、歳入についてであります。一般会計からの繰入金2,291万5,131円となっております。

次に、361ページに移りまして、歳出についてであります。公債費として道の駅整備事業に係る長期債の元金2,258万円、長期債利子33万5,131円となっております。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（濱田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

これで議案第76号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第76号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は認定することに決定いたしました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時12分 休憩

午後 1時13分 再開

○委員長（濱田栄子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第77号 令和4年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（中村智郎） それでは、議案第77号 令和4年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。決算書の365ページをお開き願います。

令和4年度むつ市介護保険特別会計の歳入総額は、収入済額の合計欄のとおり、66億9,291万8,252円となっております。

次に、367ページをお開き願います。歳出総額は、支出済額の合計欄のとおり64億2,679万8,143円となり、歳入歳出差引き2億6,612万109円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、全額を財政調整基金に積立てしております。

それでは、まず歳入の主な部分についてご説明いたします。370ページを

お開き願います。

第1款保険料についてであります。これは65歳以上の第1号被保険者の保険料でありまして、調定額13億2,508万6,691円に対しまして、収入済額は12億9,902万1,615円となっております。不納欠損額は763万3,267円で、2年間の時効期間経過に伴う徴収権の消滅により不納欠損処分としております。また、収納率につきましては決算書に明示しておりませんが、現年賦課分で前年度と同率の99.3%、滞納繰越分で前年度より6.6ポイント減の9.3%、全体では前年度より0.1ポイント増の98%となっております。

次に、371ページに移りまして、第2款分担金及び負担金についてであります。これは下北圏域介護認定審査会の共同設置に係る関係町村の負担金でありまして、収入済額は1,919万2,000円となっております。

次に、372ページに移りまして、第3款使用料及び手数料についてであります。これは介護保険料に係る督促手数料でありまして、収入済額は14万円となっております。

次に、373ページに移りまして、第4款国庫支出金についてであります。これは介護給付費や地域支援事業費に対する国の負担金等でありまして、収入済額は16億2,899万3,395円となっております。

次に、374ページに移りまして、第5款支払基金交付金についてであります。これは40歳から65歳未満までの第2号被保険者の介護保険料に相当し、介護給付費及び地域支援事業費の27%が交付されるものでありまして、収入済額は16億5,803万円となっております。

次に、375ページに移りまして、第6款県支出金についてであります。これは介護給付費や地域支援事業費に対する県の負担金等でありまして、収入済額は9億4,837万6,539円となっております。

次に、376ページに移りまして、第7款財産収入についてであります。これは財政調整基金の運用利子でありまして、収入済額は887円となっております。

次に、377ページに移りまして、第8款繰入金についてであります。これは本会計の給付費、事務費等に対する一般会計からの繰入金及び財政調整基金繰入金でありまして、収入済額は11億3,890万4,685円となっております。

次に、378ページに移りまして、第9款諸収入についてであります。これは主に要介護認定等情報提供手数料でありまして、収入済額は25万9,131円となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。380ページをお開き願います。

第1款総務費についてであります。これは介護保険システム関連業務委託料、介護認定審査会及び介護認定調査等に要した経費でありまして、支出済額は8,586万7,086円となっております。不用額は1,519万1,914円で、主な要因といたしましては、第2項介護認定審査会費におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により介護認定審査会が書面開催となり、委員の費用弁償が不要となったことや、関係職員の配置換えなどにより実績が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、383ページに移りまして、第2款保険給付費についてであります。これは歳出全体の92.6%を占める介護保険制度の各種サービスに係る給付費でありまして、支出済額は59億5,324万2,331円となっております。不用額は3億9,289万1,669円で、主な要因といたしましては、第1項介護サービス等諸費の各種給付費が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、387ページに移りまして、第3款地域支援事業費についてであります。これは介護予防等の事業に係る経費でありまして、支出済額は2億3,713万9,990円となっております。不用額は3,744万4,010円で、主な要因といたしましては、第1項介護予防生活支援サービス事業費等が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、393ページに移りまして、第4款財政安定化基金拠出金の支出はありませんでした。

次に、394ページに移りまして、第5款基金積立金についてであります。これは財政調整基金の運用利子を基金に積立したものでありまして、支出済額は887円となっております。

次に、395ページに移りまして、第6款公債費の支出はありませんでした。

次に、396ページに移りまして、第7款諸支出金についてであります。これは保険料の更正に伴う還付金と給付費の精算に伴う国・県及び支払基金への償還金でありまして、支出済額は1億5,054万7,849円となっております。

次に、397ページに移りまして、第8款予備費についてあります。第1款総務費へ8万8,000円、第3款地域支援事業費へ152万9,000円を充用しております。

以上が令和4年度むつ市介護保険特別会計の歳入歳出決算の説明であります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（瀨田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（瀨田栄子） 質疑なしと認めます。

これで議案第77号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(濱田栄子) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(濱田栄子) ご異議なしと認めます。よって、議案第77号は認定することに決定いたしました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時23分 休憩

午後 1時24分 再開

○委員長(濱田栄子) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第78号 令和4年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長(高杉俊郎) それでは、議案第78号 令和4年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。決算書400ページをお開き願います。

令和4年度の決算は、歳入は4,655万9,100円、決算書401ページに移りまして、歳出は4,655万9,100円と同額となっております。

それでは、まず歳入からご説明いたします。決算書404ページをお開き願います。

まず、第1款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目使用料についてありますが、これは魚市場使用料で、自動販売機の設置に係る使用料となっております。

次に、決算書406ページをお開き願います。第3款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金についてありますが、これは一般会計からの繰入金となっております。

次に、決算書408ページをお開き願います。第5款諸収入、第1項雑入、第1目雑入についてありますが、これは卸売業者からの契約保証金に係る利息収入となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。決算書410ページをお開き願います。



第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費についてであります  
が、これは消耗品費となっております。第2目運営審議会費については、大  
畑町魚市場運営審議会委員報酬及び費用弁償となっております。

次に、決算書411ページをお開き願います。第2款施設費、第1項魚市場  
施設費、第1目魚市場施設費についてであります。これは魚市場施設の修  
繕料、保険料、委託料、施設用地の占用料、AED借上料及び大畑地区産地  
協議会への負担金となっております。

次に、決算書412ページをお開き願います。第3款公債費、第1項公債費、  
第1目元金及び第2目利子についてであります。これは魚市場整備事業に  
関する事業債の元金償還金及び利子となっております。

以上が令和4年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算でございます。  
ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（濱田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。佐賀英生  
委員。

○委員（佐賀英生） 1点だけお聞きしたいと思うのですが、411ページの施  
設費の部分なのですけれども、ここにオーバースライダーの修繕費というこ  
とで34万某というのが出ているわけですが、まだ今冬期ですと漁協が新しい  
建屋になってから4年ぐらいですか、ちょっと早いのではないかと。確かに  
立地的に海辺で塩害もあるかと思うのですが、ここについてちょっと詳しく  
お伺いしたいと思います。

○委員長（濱田栄子） 大畑庁舎市民生活課長。

○大畑庁舎市民生活課長（山崎憲一） お答えいたします。

国税庁が示しております償却資産としての耐用年数は、漁業用設備及び水  
産養殖設備において5年となっております。設備の不具合につきましては、  
経年劣化によるものとなっております。

以上です。

○委員長（濱田栄子） 佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） ここはオーバースライダーという形で出ているのですが、  
聞くとところによりますと、一部漁業協同組合の設備の中で不具合があると、  
そういう部分は伺っているのですが、もしあればその部分と、そのお金の部  
分と、今後どのようにしていくかと、そこら辺のところを再度お伺いいたし  
ます。

○委員長（濱田栄子） 大畑庁舎市民生活課長。

○大畑庁舎市民生活課長（山崎憲一） お答えいたします。

現在床の修繕を行っております。床の修繕につきましては、メーカー側

の瑕疵が認められたため、メーカー補償により現在修繕中でございます。

以上です。

○委員長（濱田栄子） 佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） これは、受渡しのときに多分管理ということで漁業協同組合側が幾らかとか、今後幾ら以内でなくてはいけないとか、それ以上はメーカーですとか、さっき言った5年でしょうね。それは、今度市役所のほうとかあろうかと思うのですが、その内容の計画と、多分あまり大きい金額ではないと思うのですが、決して運営状況のいい組合ではありませんので、10万円以内といってもなかなか大変な金額と思いますので、そこら辺のところを再度詳しくお伺いしたいと思います。

○委員長（濱田栄子） 大畑庁舎市民生活課長。

○大畑庁舎市民生活課長（山崎憲一） お答えいたします。

指定管理者と締結しました基本協定書により、施設の修繕等につきましては、1件につき10万円未満のものは指定管理者側でございまして、一方で1件につき10万円以上のものはむつ市が負担することとなっておりますから、令和4年度におきまして実施しました修繕料はむつ市の負担となっております。

以上です。

○委員長（濱田栄子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

これで議案第78号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第78号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） ご異議なしと認めます。よって、議案第78号は認定することに決定いたしました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時31分 休憩

午後 1時32分 再開

- 委員長（濱田栄子） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 次は、議案第79号 令和4年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分についてを議題といたします。
- 理事者の説明を求めます。上下水道局長。
- 上下水道局長民生部理事（中村 久） 議案第79号 令和4年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分についてご説明いたします。別冊となっておりますむつ市水道事業会計決算書の10ページをお開き願います。
- 下段の令和4年度むつ市水道事業剰余金処分計算書（案）ですが、令和4年度水道事業会計の未処分利益剰余金1億4,696万2,212円のうち、純利益相当分の4,430万9,351円を減債積立金とし、その他未処分利益剰余金変動額相当分の1億265万2,861円を資本金へ組み入れる処分をするために提案するものでございます。
- ご審査のほどよろしくお願いいたします。
- 委員長（濱田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 委員長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。
- これで議案第79号についての質疑を終わります。
- これより討論を行います。発言ありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 委員長（濱田栄子） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。
- これより議案第79号を採決いたします。
- 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 委員長（濱田栄子） ご異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
- 次は、議案第80号 令和4年度むつ市水道事業会計決算を議題といたします。
- 理事者の説明を求めます。上下水道局長。
- 上下水道局長民生部理事（中村 久） 議案第80号 令和4年度むつ市水道事業会計決算についてご説明いたします。
- 決算書の4ページをお開き願います。決算報告書ではありますが、予算額が消費税及び地方消費税を含んで計上されておりますので、決算額も税込みで計上されております。
- まず、（1）の収益的収入及び支出のうち、収益的収入についてでありま

すが、第1款水道事業収益の決算額は17億6,541万1,430円となっております。この内訳であります。第1項営業収益は、主たる営業活動から生ずる収益で、主なものといたしましては、水道料金などとなっております。

第2項営業外収益は、金融及び財務活動に伴う収益、その他主たる営業活動以外から生ずる収益でありまして、主なものといたしましては、一般会計負担金、長期前受金戻入などとなっております。

第3項特別利益は、当年度の経常収益から除外すべき利益でありまして、過年度損益修正損及び長期前受金となっております。

次に、収益的支出についてであります。第1款水道事業費用の決算額は16億9,001万1,530円となっております。この内訳であります。第1項営業費用は、主たる営業活動に要した費用でありまして、主なものといたしましては、原水及び浄水費、配水及び給水費、業務費、総係費の部門別経費のほか、減価償却費などとなっております。

第2項営業外費用は、金融及び財務活動に伴う費用、その他主たる営業活動以外の費用でありまして、主たるものといたしましては、支払利息などとなっております。

第3項特別損失は、当年度の経常的費用から除外すべき損失でありまして、不納欠損などに係る過年度損益修正損となっております。

不用額は1,340万3,470円で、主なものといたしましては、職員給与及び職員手当の人件費が289万4,237円で、これは当初見込額を下回ったことによるものとなっております。また、水道だより発行や検針通知書作成などに係る印刷製本費が110万2,650円で、これは入札執行残によるものとなっております。

次に、6ページに移りまして、(2)資本的収入及び支出は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すものであります。

まず、資本的収入の決算額は、6億3,180万8,857円となっております。この内訳であります。第1項企業債は、水道管路緊急改善事業及び水道施設整備事業などに充てる企業債借入金、第2項一般会計負担金は、企業債償還などに充てる一般会計からの繰入金、第3項国庫補助金は、水道管路緊急改善事業などの国庫補助対象事業に充てる国からの交付金、第4項工事負担金は、配水管移設工事に伴う負担金となっております。

企業債の借入状況につきましては、27ページ上段(ア)企業債の概況を御覧いただきたいと存じます。

次に、資本的支出の決算額は、14億4,350万8,235円となっております。こ

の内訳であります。第1項建設改良費は、建設改良事業に要した費用でありまして、詳細につきましては、20ページからの(1)建設改良工事の概況を御覧いただきたいと存じます。

6ページに戻りまして、第2項企業債償還金は、企業債の元金償還に要した費用でありまして、詳細につきましては、27ページ中段(イ)令和4年度企業債の償還状況及び36ページからの企業債明細書を御覧いただきたいと存じます。

不用額は1億1,255万1,788円で、主なものといたしましては、建設改良費のうち、本定例会において報告第19号で継続費の精算報告をいたしました水道管路緊急改善事業の5,389万6,671円のほか、緊急時給水拠点確保事業が2,126万8,000円、配水管整備事業費が2,396万6,000円、その他建設改良費が1,025万1,000円及び災害復旧費が285万7,000円で、これらは入札執行残によるものとなっております。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8億1,169万9,378円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、8ページに移りまして、令和4年度むつ市水道事業損益計算書についてであります。これは水道事業の経営成績を明らかにするために作成される計算書でありまして、当該期間に属する全ての収益と、これに対応する全ての費用を記載し、これらの差額として当期純利益を示しているもので、消費税及び地方消費税を含まない税抜きで計上することとなっております。

まず、第1の営業収益では、水道料金収入である(1)給水収益などが主なものであります。

2の営業費用では、(1)の原水及び浄水費から(4)の総係費までの部門別経費及び(5)減価償却費などが主なものであります。

次に、3の営業外収益では、一般会計からの繰入金、(2)負担金及び補助金などで取得した固定資産の減価償却に係る(3)長期前受金戻入などが主なものであります。

次に、4の営業外費用では、(1)支払利息などが主なものであります。

この結果、営業利益に営業外収益を加えた経常利益に特別損益を加えた当年度純利益は、4,430万9,351円となりました。また、その他未処分利益剰余金変動額と当年度純利益を合わせた当年度未処分利益剰余金は、1億4,696万2,212円となりました。

損益計算書の対前年度比較につきましては、24ページの(3)事業収入に関する事項及び(4)事業費に関する事項を、また決算の総括的な概況につ

きましては、16ページ、17ページを御覧いただきたいと存じます。

以上が令和4年度むつ市水道事業会計決算の説明でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（濱田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

これで議案第80号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第80号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） ご異議なしと認めます。よって、議案第80号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第81号 令和4年度むつ市下水道事業会計利益剰余金の処分についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長 民生部理事（中村 久） 議案第81号 令和4年度むつ市下水道事業会計利益剰余金の処分についてご説明いたします。別冊となっておりますむつ市下水道事業会計決算書の10ページをお開き願います。

下段の令和4年度むつ市下水道事業剰余金処分計算書（案）でございますが、令和4年度下水道事業会計の未処分利益剰余金1億4,254万922円のうち、純利益相当分の8,552万9,262円を減債積立金とし、その他未処分利益剰余金変動額相当分の5,701万1,660円を資本金へ組み入れる処分をするために提案いたしました。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（濱田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

これで議案第81号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたし

ます。

これより議案第81号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(濱田栄子) ご異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次は、議案第82号 令和4年度むつ市下水道事業会計決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長民生部理事(中村 久) 議案第82号 令和4年度むつ市下水道事業会計決算についてご説明いたします。決算書の4ページをお開き願います。

決算報告書であります。予算額が消費税及び地方消費税を含んで計上されておりますので、決算額も税込みで計上されております。

まず、(1)の収益的収入及び支出のうち、収益的収入についてであります。第1款下水道事業収益の決算額は10億9,065万7,447円となっております。この内訳であります。第1項営業収益は、主たる営業活動から生じる収益で、主なものといたしましては、下水道使用料などとなっております。

第2項営業外収益は、金融及び財務活動に伴う収益、その他主たる営業活動以外から生ずる収益でありまして、主なものといたしましては、一般会計負担金、長期前受金戻入などとなっております。

第3項特別利益は、当年度の経常収益から除外すべき利益でありまして、令和2年4月1日の地方公営企業法適用以前に発生いたしました令和4年度中に収入となった過年度分下水道使用料となっております。

次に、収益的支出についてであります。第1款下水道事業費用の決算額は9億6,915万6,525円となっております。この内訳であります。第1項営業費用は、主たる営業活動に要した費用でありまして、主なものといたしましては、管渠費、処理場費、業務費、総係費の部門別経費のほか、減価償却費などとなっております。

第2項営業外費用は、金融及び財務活動に伴う費用、その他主たる営業活動以外の費用でありまして、主なものといたしましては、支払利息などとなっております。

第3項特別損失は、当年度の経常的費用から除外すべき損失でありまして、過年度分の下水道使用料還付金となっております。

不用額は5,145万3,475円で、主なものといたしましては、下水道施設に係

る修繕費が576万4,341円で、これは当初の見込額を下回ったことによるものです。また、下水道施設管理に係る委託料が603万3,951円となり、これは入札執行残によるものとなっております。

次に、6ページに移りまして、(2)の資本的収入及び支出は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを補う財源の収入状況を示すものであります。

まず、資本的収入の決算額は、12億8,746万4,311円となっております。この内訳であります。第1項企業債は、下水道整備等に充てる企業債借入金、第2項国庫補助金、同じく下水道整備事業等に充てる国からの交付金、第3項一般会計負担金は、企業債償還及び資本的収支の不足を補うための市からの繰入金、第4項受益者負担金及び分担金は、下水道が供用開始となったエリアの市民の皆様から整備費の一部をいただく負担金、第5項工事負担金は、道路の拡幅工事に伴って発生した下水道管渠の移設工事に係る県からの負担金であります。

企業債の借入状況につきましては、24ページ上段(ア)企業債の概況を御覧いただきたいと存じます。

次に、資本的支出の決算額は、15億218万6,754円となっております。この内訳であります。第1項建設改良費は、建設改良事業に要した費用でありまして、詳細については19ページからの(1)建設改良工事の概況を御覧いただきたいと存じます。

6ページに戻りまして、第2項企業債償還金は、企業債の元金償還に要した費用でありまして、詳細につきましては、24ページ中段(イ)令和4年度企業債の償還状況及び30ページからの企業債明細書を御覧いただきたいと存じます。

不用額は6,080万9,246円で、主なものとしたしましては、建設改良費の下水道整備事業費が5,067万1,637円で、これはむつ下水浄化センター増設事業に係る委託料の減額変更によるものです。また、改築更新事業費が1,008万3,000円となり、これは入札執行残によるものとなっております。

なお、建設改良費におきましては、むつ下水浄化センターの増設に係る委託事業費等4億7,031万円を翌年度に繰り越しております。収入のうち1億3,770万円が翌年度へ繰り越される支出の財源でありますことから、実質的に資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億5,242万2,443円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度損益勘定留保資金及び当年度損益勘定留保資金で補填しております。

次に、8ページに移りまして、令和4年度むつ市下水道事業損益計算書で



ございますが、これは下水道事業の経営成績を明らかにするために作成される計算書でありまして、当該期間に属する全ての収益と、これに対応する全ての費用を記載し、これらの差額として当期純利益を示しているもので、消費税及び地方消費税を含まない税抜きで計上することとなっております。

まず、1の営業収益は、(1)の下水道使用料が主なものであります。

2の営業費用は、(1)の管渠費から(4)の総係費までの部門別経費及び(5)の減価償却費などが主なものであります。

次に、3の営業外収益では、一般会計からの繰入金である(1)の補助金と(2)の負担金及び取得した固定資産の減価償却などに係る(3)の長期前受金戻入などが主なものであります。

次に、4の営業外費用では、(1)の支払利息などが主なものであります。

この結果、営業利益に営業外収益を加えた経常利益に特別損益を加えた当年度純利益は8,552万9,262円となりました。また、その他未処分利益剰余金変動額と当年度純利益を合わせた当年度未処分利益剰余金は、1億4,254万922円となりました。損益計算書の対前年度比較につきましては、22ページの(3)事業収益に関する事項及び(4)事業費に関する事項を、また決算の総括的な概況につきましては、16ページ、17ページを御覧いただきたいと存じます。

以上が令和4年度むつ市下水道事業会計決算の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（濱田栄子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

これで議案第82号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第82号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（濱田栄子） ご異議なしと認めます。よって、議案第82号は認定することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文については、正副

委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(濱田栄子) ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 1時57分 閉会)

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会決算審査特別委員会

委員長 濱 田 栄 子